

斑鳩町文化芸術スポーツクラブ 運営基本方針

1 地域クラブの名称

斑鳩町文化芸術スポーツクラブ（以下「I C A S C」という。）

2 I C A S C の役割

I C A S C に所属する個別の地域クラブ活動を統括する。

3 I C A S C の運営主体

斑鳩町

※運営方針については、斑鳩町文化芸術スポーツクラブ運営協議会で協議するものとする。

※事務局は、斑鳩町教育委員会事務局総務課が所掌する。

※運営を、外部団体に委託することができるものとする。

4 I C A S C の活動基本方針

- ① 将来にわたり、子どもたちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保する。
- ② 子どもたちの自主性を尊重し、主体的に、多様な文化、芸術、スポーツ活動に参加できる。
- ③ 子どもたちが、安全で安心して、専門的な指導を受けることができる。

5 I C A S C の活動の参加対象者

斑鳩町内に在住する中学生のうち、参加を希望する生徒

6 I C A S C における地域クラブの種類

① 直営型クラブ

I C A S C が、指導者（以下「指導者」という。）として、地域の指導者や兼職兼業の許可を受け、指導を希望する教職員に依頼し、個別の地域クラブの指導を行う活動に、生徒が参加する。

② 自主運営型クラブ

I C A S C の承認を受け、指導者の確保、会費の徴収、指導者への謝金の支払い、事務等の運営を自主的に行う団体の活動に、生徒が参加する。

7 I C A S C の活動日、活動時間

① 活動日

土曜日、日曜日、祝日のうち、週1日（大会等参加などやむを得ない場合を除く。）とし、1月あたり3回程度とする。

② 活動時間

1日あたり3時間以内（大会等参加などやむを得ない場合を除く。）

8 I C A S C の活動場所

直営型クラブの主たる活動場所は、町内中学校施設とする。また、自主運営型クラブの主たる活動場所は、斑鳩町が所有する施設とする。

9 I C A S C の会費

会費は、月額単位で設定し、徴収するものとする。

また、会費の額は、活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な額とし、直営型クラブについては、I C A S C が定め、自主運営型クラブにおいては、それぞれの団体が定めるものとする。

なお、斑鳩町は、経済的に困窮する世帯に対する会費負担を軽減する支援を講ずるものとする。

10 指導者に対する謝金

指導者に対する謝金は、1時間あたり1,600円、別途交通費は、一律1月あたり1,500円とする。(※予定)

11 保険の加入

指導者及び参加する生徒は、自身の怪我等を補償する保険に加入しなければならない。

12 指導者に対する研修

I C A S C は、学校教育について理解し、適切な指導を行うため、指導者に対し、参加者の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの防止に向けた研修（以下「研修」という。）を実施する。

また、自主運営型クラブにおいては、自主運営型クラブの運営者が当該クラブの指導者に対して、研修を実施するものとする。

13 中学校との連携

直営型クラブにおいては、活動場所等中学校との円滑な連携を図るため、斑鳩町教育委員会事務局総務課に配置するI C A S C コーディネーターを通じて、隨時、中学校と連絡調整を行うものとする。

14 個人情報の保護

自主運営型クラブの運営団体及び指導者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に個人情報を取り扱うとともに、活動により知り得た秘密は、漏洩させてはならない。なお、指導者の職を退いた後も、同様とする。